

農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）

農林水産大臣は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、農薬の登録、変更の登録、再評価等について農業資材審議会の意見を聴かなければならないとされている。

今般、酸化亜鉛を有効成分として含む農薬の登録、チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）、チフルザミド、ブタクロールを有効成分として含む農薬の再評価について、農林水産大臣から諮問を受けた。各農薬の概要は、別添に記載のとおりである。

「農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方」（令和4年6月22日農業資材審議会農薬分科会決定）に基づき、それぞれの農薬について、下記のとおり、部会において専門的な検討を行うこととする。

有効成分名	諮問理由	審議いただく部会
酸化亜鉛	新規登録	農薬原体部会 農薬使用者安全評価部会 農薬蜜蜂影響評価部会
チオベンカルブ （別名ベンチオカーブ）	再評価	農薬原体部会 農薬使用者安全評価部会 農薬蜜蜂影響評価部会
チフルザミド	再評価	農薬原体部会 農薬使用者安全評価部会 農薬蜜蜂影響評価部会
ブタクロール	再評価	農薬原体部会 農薬使用者安全評価部会 農薬蜜蜂影響評価部会

酸化亜鉛

1. 今回の諮問の経緯

令和4年5月27日に、申請者から提出された農薬取締法第3条第1項に基づく登録の申請を受理

2. 審議農薬の概要

名称	酸化亜鉛 (Zinc Oxide)	
構造式	ZnO	
用途	殺菌剤	
作用機作	酸化亜鉛の正確な作用機作はまだ明らかになっていないが、植物病原菌に対する多作用点接触活性を有すると考えられている。 (FRAC分類：未分類)	
登録状況	初回登録年	新規申請
	申請農薬数	1 (別紙1)
	適用作物	もも
	使用方法	散布
海外状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、欧州：登録なし
国内評価状況	食品安全委員会 食品健康影響評価結果	なし
	厚生労働省 農薬・動物用医薬品部会報告	なし
	環境省 水域の環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準 水質汚濁に係る農薬登録基準	なし なし

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

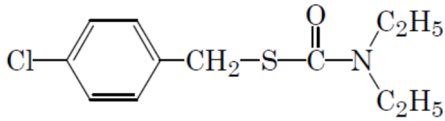
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）

1. 今回の諮問の経緯

令和3年12月23日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 審議農薬の概要

名称	チオベンカルブ（Thiobencarb） （別名ベンチオカーブ（Benthiocarb））	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	チオカーバメート系除草剤である。超長鎖脂肪酸の合成酵素を阻害することにより植物は枯死に至るものと考えられている。 (HRAC分類：15)	
登録状況	初回登録年	1970年
	登録農薬数	8（別紙2）
	適用作物	水稻、麦類、豆類 等
	使用方法	湛水散布、土壌処理 等
海外状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：水稻 欧州：登録なし（2011年失効）
国内評価状況	食品安全委員会 食品健康影響評価結果	2010年
	厚生労働省 農薬・動物用医薬品部会報告	2011年
	環境省 水域の環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準 水質汚濁に係る農薬登録基準	2014年 2012年

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

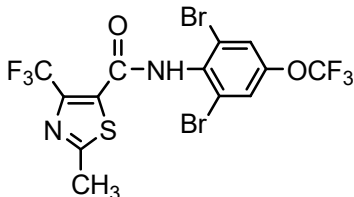
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

チフルザミド

1. 今回の諮問の経緯

令和3年12月13日から12月24日までに、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 審議農薬の概要

名称	チフルザミド (Thi fluzamide)		
構造式			
用途	殺菌剤		
作用機作	酸アミド系の殺菌剤である。ミトコンドリア内膜の電子伝達系複合体Ⅱ（コハク酸脱水素酵素）を阻害することにより菌のエネルギー代謝を妨げ、殺菌効果を示すと考えられている。（FRAC分類：7）		
登録状況	初回登録年	1998年	
	登録農薬数	18（別紙3）	
	適用作物	水稲、ばれいしょ、芝 等	
	使用方法	育苗箱処理、散布 等	
海外状況	JMPR	毒性評価なし	
	国際基準	基準なし	
	諸外国	米国、欧州：登録なし	
国内評価状況	食品安全委員会 食品健康影響評価結果		2019年
	厚生労働省 農薬・動物用医薬品部会報告		2020年
	環境省 水域の環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準		2012年
	水質汚濁に係る農薬登録基準		2013年

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

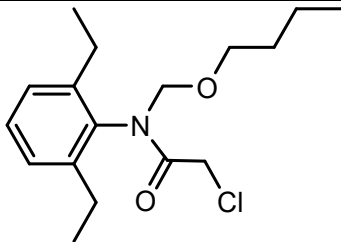
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ブタクロール

1. 今回の諮問の経緯

令和3年12月15日から12月27日までに、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 審議農薬の概要

名称	ブタクロール (butachlor)		
構造式			
用途	除草剤		
作用機作	酸アミド系除草剤である。超長鎖脂肪酸の合成阻害作用により、成長部位での正常な細胞分裂を阻害することによって植物を枯死させると考えられている。(HRAC分類：15)		
登録状況	初回登録年	1973年	
	登録農薬数	18（別紙4）	
	適用作物	水稲 等	
	使用方法	湛水散布 等	
海外状況	JMPR	毒性評価なし	
	国際基準	基準なし	
	諸外国	米国、欧州：登録なし	
国内評価状況	食品安全委員会 食品健康影響評価結果		2011年
	厚生労働省 農薬・動物用医薬品部会報告		2012年
	環境省 水域の環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準		2012年
	水質汚濁に係る農薬登録基準		2013年

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

酸化亜鉛を有効成分として含む農薬一覧

登録番号	農薬の名称
－	ICジンク水和剤

チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）を有効成分として含む農薬一覧

登録番号	農薬の名称
11044	サターン乳剤
12967	サターンバアロ乳剤
14298	サターンバアロ粒剤
18606	クリアターン乳剤
18859	クリアターン細粒剤 F
22940	パワーウルフ 1 キロ粒剤 5 1
22942	クミアイウルフエース粒剤 1 7
23572	ゲキテツ 1 キロ粒剤

チフルザミドを有効成分として含む農薬一覧

登録番号	農薬の名称
20071	グレータム箱粒剤
20585	イカルガ 3 5 S C
21017	ビルダープリンスグレータム粒剤
21018	ホクコービルダープリンスグレータム粒剤
21410	クミアイフルサポート箱粒剤
21411	フルサポート箱粒剤
22706	ルーチンアドスピノ G T 箱粒剤
23039	シャリオ箱粒剤
23202	D r. オリゼフェルテラグレータム粒剤
23203	ホクコー D r. オリゼフェルテラグレータム粒剤
23256	日産ビームプリンスグレータム箱粒剤
23687	アドニス G T 箱粒剤
23848	ホクコービルダーフェルテラチェス G T 粒剤
23849	ビルダーフェルテラチェス G T 粒剤
23933	パルサーフロアブル
23934	グレータムフロアブル
24233	ブイゲットハコレンジャー L 粒剤
24356	ハコガード粒剤

ブタクロールを有効成分として含む農薬一覧

登録番号	農薬の名称
20131	マーシェット乳剤
20603	アークエース粒剤
20822	クミアイサキドリEW
20825	マーシェットジャンボ
20826	マーシェット1キロ粒剤
21065	クサカリン粒剤35
21066	クサカリン粒剤25
21403	クミアイサキドリ1キロ粒剤
21459	マーシェット粒剤5
21835	アークエース1キロ粒剤
22430	デルカット乳剤
22742	シンウチEW
22743	シンウチ1キロ粒剤
23099	イネゼットEW
23507	クラールEW
23820	クラール1キロ粒剤
23987	アネシス1キロ粒剤
24384	イネサポートB1キロ粒剤